

申告・納付等の期限の延長手続について

台風15号により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、申請により申告・納付等の期限を延長することが可能です。

1 概要

災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができます。また、申告等と同時に申請いただくことが可能ですので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

2 申請方法

期限の延長の申請は、来署して提出していただく以外にも、e-Taxにより提出していただくことができます。また、税務署にお電話をいただければ申請書をお送りしますので郵送により申請していただくこともできます。

※ 災害により被害を受けられた方から申請があった場合は、基本的に期限の延長が認められます。